

# 宿泊税納入申告に係る 電子申告開始等届出書 記載の手引

宿泊税納入申告については、「東京共同電子申請・届出サービス」から電子申告を行うことができます。

宿泊税納入申告の電子申告を行うには、事前に「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」により、申告を行う申請者IDを届け出る必要があります。

まず、「東京共同電子申請・届出サービス」から申請者IDを取得の上、「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」を作成し、ご提出ください。

※申請者IDの上6桁は必ず証票番号と一致させて下さい。

・[「東京共同電子申請・届出サービス」の宿泊税納入申告ページ](#)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=466000>

- 提出先** 「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」は千代田都税事務所または施設所在地を所管する都税事務所・支庁の窓口へ提出してください。郵送の場合は、下記に送付してください。受付印の押印された控が必要な方は、控と返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※ 巻末ページに注意事項をまとめてありますのでご参照ください。

提出・問合せ先	千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
	〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12
	TEL 03-3252-7141(代)内線 226 / 03-3252-7144(ダイヤルイン)

# 宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書の記載方法

受付印

## 宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書

令和 3 年 11 月 1 日

2

千代田都税事務所長 あて

1

届出の種類

開始・廃止

3

特別徴収義務者	住所	〒 163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	電話 03(5388)2956
	氏名 又は法人名 及び代表者 名	株式会社東京観光 代表者 東京太郎	
	証票番号	1 2 3 4 5 6	電話 03(5388)2956 この届出に 応答する 者の氏名 穂照大輔
施設	所在地	〒 163-8001 新宿区西新宿 2-8-1	電話 03(5388)2956
	名称	東京ホテル	

(備考) 合算申告の場合は、証票番号欄に合算申告納入番号を記載ください。

申請者IDの上6桁と証票番号は必ず一致させる

5

申請者ID

1 2 3 4 5 6 syukuhaku

(備考) 申請者IDは「東京共同運営電子申請・届出サービス」のHPで登録したものを記載ください。  
なお、申請者IDの上6桁は証票番号(合算申告納入番号)と必ず一致させてください。  
\*上7桁目以降は任意の文字列で構いません

### 提出先

〒101-8520 東京都千代田区内神田2-1-12 千代田都税事務所事業税課宿泊税担当  
(受付印の押印された控への郵送が必要な場合は控えと返信用封筒(切手貼付)を同封してください。)

※「宿泊税電子申告開始等届出書」の提出から、電子申告が可能になるまでには数日間かかります。  
また、申請者IDが上記ルールに則っていない場合等、訂正が必要な場合もございます。



東京都主税局

## 1 届出の種類

- 電子申告を開始する場合は「開始」に、終了する場合は「廃止」に○を付けてください。

## 2 「提出年月日」

- 届出書の提出年月日を記入してください。

## 3 「特別徴収義務者」

- ホテル・旅館の経営者等特別徴収義務者の住所、郵便番号、電話番号、氏名又は法人名を記載してください。特別徴収義務者が法人の場合には、法人名に加え、代表者の職、氏名を合わせて記載してください。
- 「証票番号」には、特別徴収義務者証票の右上にある6桁の番号を記載してください。  
なお、合算申告の場合は、合算申告納入番号を記載してください。  
(必ずご記入願います)
- この届出について、お問い合わせさせていただく場合に、ご対応いただける方のお名前とご連絡先をお書きください。

## 4 「施設」

- ホテル・旅館の所在地、郵便番号、電話番号、および名称を記載してください。

## 5 申請者ID

- 事前に、「東京共同電子申請・届出サービス」で登録した申請者IDを記載してください。
- 申請者IDの「上6桁」は必ず「証票番号」と一致させてください。

(注意事項)

- 1 「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」の提出から、電子申告が可能になるまでには数日間かかります。また、申請者IDが上記ルールに則っていない場合等、訂正が必要な場合もございますので、余裕を持った提出をお願いします。(電子申告が可能になった時点で、ご連絡いたします)
- 2 「宿泊税納入申告」以外の宿泊税関連の申告・申請等の電子申請については、「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」の提出は不要ですが、電子署名が必要です。
- 3 電子申告を止める際は「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」による廃止届出が必要です。
- 4 以下の場合、「宿泊税納入申告に係る電子申告開始等届出書」の再提出が必要となります。  
①証票番号が変更になった場合 ②申請者IDを変更する場合
- 5 宿泊税について電子納税はご利用いただけません。

● 主税局ホームページについて

主税局ホームページアドレス… <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>

東京都主税局からの各種情報とともに、宿泊税についての「Q&A」等を掲載しています。また各種申請様式（経営休止・廃止・再開申告書、登録事項変更申請書等）を印刷することができます。